

パブリック・コメントの結果について

- 1 意見募集期間 令和2年12月15日(火)～令和3年1月14日(木)
- 2 意見提出者 1件(1団体)
- 3 意見件数 2件
- 4 意見概要と市の考え方

No.	意見概要	市の考え方	(案)の修正
1	徘徊のおそれのある高齢者の支援だけでなく、徘徊のおそれのある若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方も対象にする、あるいは対象にすることを検討していくことを記してください。	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方で、要支援・要介護の認定を受けている徘徊のおそれのある方を支援の対象として、QRコード付き見守りシールの給付（日常生活用具給付事業）を行っております。徘徊する高齢者の家族への支援についても取り組んで参ります。	なし
2	介護保険サービスの利用が優先される若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方を、介護保険サービスでの支援と共に、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）との診断につなげ、併用できる障害福祉サービスの利用や、障害年金の支給の可能性を探っていけるよう支援する旨、計画に記してください。	認知症の容態に応じて適時・適切な医療・介護等の提供に繋げるとともに、障害福祉担当課との連携も重要なことと認識しておりますことから、今後も、関係機関と連携を図りつつ、必要な支援に繋がられるよう取り組んで参ります。	なし